

Title	英国の懲治場 (House of Correctuin) について (一)
Sub Title	"House of Correction" of England (1)
Author	坂田, 仁(Sakata, Hitoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.6 (1975. 6) ,p.26- 52
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750615-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英国の懲治場 (House of Correction) について (一)

坂 田 仁

序

- 一 中世末期の浮浪問題
 - 二 浮浪者に対する制裁………(以上本号)
 - 三 ロンドン・ブライドウェル
 - 四 懲治場の成立と発展
 - 五 懲治場の衰亡
- 後記

序

近代的自由刑の発祥の地としてのアムステルダム(Amsterdam)の懲治場(Tukhuus)の名は余りにも有名である。これはヒッペル(V. Hippel)によつて一八九八年にあきらかにされたものである。⁽¹⁾アムステルダムの懲治場は、その後欧州諸国に模倣され、自

由刑は一九世紀にいたつてその全盛時代を迎えるのである。しかし犯罪者の改善を目的とした施設処遇——自由刑——はそれ以前には存在しなかつたのか。この問に対する答は否である。ヒッセルも指摘するように、アムステルダムの懲治場の設立の約四十年前一五五〇年代に英国ロンドンに設立されたブライドウェル (Bridewell) とそれについて英国内の各地に設立された懲治場 (House of Correction) に我々は注目しなければならない。

これまで我が国においては、英国の懲治場に関する研究は充分になされていまいといつてよい。もちろんこれに言及した書物は多数存在する。古くは小原重哉⁽⁴⁾、留岡幸助⁽⁵⁾、小河滋次郎⁽⁶⁾らがそれである。この時代には、懲治場は少年犯罪者の収容施設と考えられていたらしい。近年では滝川幸辰⁽⁷⁾、市川秀雄⁽⁸⁾、仲里達雄⁽⁹⁾らにより主としてヒッセルの研究にもとづいたアムステルダムの懲治場の紹介の一部として英国の懲治場が紹介されている。ここでは、懲治場は自由刑の起源をなすものとして扱われている。その他、小川太郎⁽¹⁰⁾はこれを保安処分施設としてとらえている。これらのほか最近の論文では、西原春夫⁽¹¹⁾、中山研一⁽¹²⁾、が各々刑事政策、自由刑の歴史の中でこの制度にふれている。しかしこれらは未だ懲治場に言及するにとどまっているように思われる。

欧米の文献についてみると、前出のヒッセルの論文の他、ウェッブ⁽¹³⁾、グリェンフート⁽¹⁴⁾ (M. Grunhut) の著書、スライス⁽¹⁵⁾ (A. van der Slic)、『ドルスベルグ』⁽¹⁶⁾ (D. von Dolsberg)、ラートブルッフ⁽¹⁷⁾ (G. Radbruch) の論文がその主たるものである。しかし、懲治場については、これらの他、社会福祉、社会政策、経済史等の論著に貴重な資料がのせられており、懲治場が単に刑法、刑事政策の領域で取扱われるべきものでないこと、そしてむしろ、社会、経済の領域をもふくめた広い観点から取扱われるべきものを我々に知らせる⁽¹⁸⁾。もとより、ひとつの制度が世に現われるとき、それは単に怯の要求するものとして現われるのではない。むしろそれは、社会的必要によつて生み出されるのである。また社会的必要の消滅していく過程で、制度が形骸化していくのも当然のことである。懲治場についても事情は同じである。

現代は自由刑の夕暮の時代であるということができよう。一九世紀末に短期自由刑の弊害が叫ばれて以来、自由刑は徐々に用いられなくなり、保護観察、仮釈放、少年保護といった社会内処遇に重点が置かれるようになって来ている。その顕著な例であるスエーデンの刑事政策の歴史は、そのいわゆる自由保護 (frivård) の拡大の歴史であるといつても過言でない。この時期に當つて自由刑の起源の問題を持ち出すのは、いささか時代錯誤の感がないではないが、教育と威嚇とを目的とした近代的自由刑の最初の形態といわれる懲治場について、それがどのような思想にもとづいて構想され、なぜ衰えていつたのかを知ることが、我々が犯罪者処遇の制度を考える場合に重要な何ものかを示唆してくれるものと思う。

- (1) Robert v. Hippel, Beiträge zur Geschichte der Freiheitsstrafe, ZStW. Bd. 18, pp. 419ff, pp. 608ff.
- (2) Ibid., pp. 422ff.
- (3) House of Correction の訳語としては懲治場を用いることとする。湯淺猪平訳、ハワード「監獄事情」にも懲治場が訳語として使われている。なお小原重哉はその監獄則註解の中で懲治監を訳語としている。田代不二男「イギリス救貧制度の發達」も懲治監と訳している。その他植村雅彦は懲治院と訳し、正木亮は勞役場という訳語を充てている。
- (4) 小原重哉「監獄則註解」(明治一五年)七六頁。「英國ハ幼年者ヲ入ルム監獄ヲ稱シテ法四和勿哥連古矢欲目ト曰フ即チ懲治監ノ意ナリ……」
- (5) 留岡幸助「感化事業の發達」(明治三〇年)三七頁は、ロンドンのブライドウェルをもつて感化院の嚆矢としている。
- (6) 小河滋次郎「未成年犯罪者の処遇」(明治三六年)、小河滋次郎著作選集上一六頁もロンドンのブライドウェルを感化院の嚆矢としている。
- (7) 滝川幸辰「近代的自由刑の誕生」、刑法史の断面(昭和三八年)一二七頁以下、特に一四四―七頁。
- (8) 市川秀雄「教育刑のメッカ、あむするだむ監獄」、綜合法学五卷八号八一―九頁。
- (9) 仲里達雄「刑務作業の本質についての研究」(法務研究報告書四四集四号)七五頁、七七―七九頁。
- (10) 小川太郎「自由刑の展開」一五二頁。
- (11) 西原春夫「刑事政策の歴史」、刑事政策講座二卷二〇―二二頁。
- (12) 中山研一「自由刑」、『刑事政策講座二卷六一頁。
- (13) Sidney and Beatrice Webb, English Prisons under Local Government, 1922.
- (14) Max Grünhut, Penal Reform, 1950.
- (15) Austin van der Sice, Elizabethan Houses of Correction, J. of Criminal Law and Criminology, Vol. 27, No. 1. 1936.

(9) Franz Doleisch von Dolpsberg, Die Entstehung der Freiheitsstrafe, Strafrechtliche Abhandlung, Heft 244, 1924.

(17) Gustav Radbruch, Die ersten Zuchthäuser und ihr geistesgeschichtlicher Hintergrund, Elegantiæ Juris Kriminalis, 2 Aufl.

(21) Thorsten Sellin, Pioneering in Penology, 1944 はかかる立場からブムステルダムの懲治場を扱つてゐる。

一、中世末期の浮浪問題

中世末期から近世にかけての英国内の社会的、経済的変動は浮浪という社会問題を生み出した。その原因としては次の如き現象があげられている。⁽¹⁾ その一は封建的土地所有関係の近代化、その二はエンクロージャー、その三は封建的家臣団の解体、その四は宗教改革につづく修道院の解体である。以下この順序で分説しよう。

(一) 封建的土地所有関係の近代化

中世の生活体制の基盤であつた荘園制度の下で、隷農は荘園内の自己の保有地を耕作する代償として様々な形の領主のための賦役を行なつて来たが、一四世紀に入るとこれらの役務は次第に金銭を領主に収めることで代替されるようになって来た。⁽²⁾ こうして隷農は、荘園の領主に対する身分的隷属を脱して独立するようになり、他方、従来は領主と隷農の共有関係にあつた土地が領主の私有地に変化した。ことばを変えれば、自由労働者が生まれたのである。⁽³⁾

この傾向に拍車をかけたのが一四世紀後半の黒死病の流行である。これによつて英国の当時の人口は四百万人から二百ないし二百五十万人に減少し、その回復にはその後約一世紀を要したといわれる。人口の減少は当然労働力の減少としてあらわれ、隷農の移動と労賃の高騰とが生じた。この変化は領主にとつては堪えがたいものであり、労働者の移動の禁止と労賃の凍結とを内容とする労働者法 (Statutes of Labourers) が制定されるにいたつた。⁽⁴⁾ これらの法律は一三四九年、一三六一

年、一三八三年、一三八八年と年を逐つて制定されているが、一三八八年の法律は、⁽⁵⁾ 乞食を労働能力のある者となし者に分け、また被傭者が法律上の根拠なしにその居住部落を離れることを禁じたという二つの点で、その後一九二九年まで続いた英国救貧法の理論的原則を宣明したものだといわれる。⁽⁶⁾ そして、後にみるように、労働能力のある乞食に対しては、政治犯までもこの範疇に入れることによつて非常にきびしい処罰が科せられるようになり、労働能力のない乞食については、定住 (Settlement) の原則が確立していく。懲治場は前者に対する処遇の方法の模索の中で構想され、制度化されたのである。

(二) エンクロージャー

黒死病による労働力の減少とそれにとまなう労賃の高騰との事態に対処する第二の方法として、中世末期の領主たちは農業労働者よりもはるかに少ない数の羊飼を置くだけで足りる牧羊を選ぶようになった。そしてそのための土地を確保する手段としてエンクロージャーが行なわれた。⁽⁷⁾ エンクロージャーは、本来領主が自分の土地を一か所に集中して土地の効率的利用をはかることであり、一三世紀頃には耕作のため部分的に行なわれていた。それが一六世紀になると、⁽⁸⁾ 牧羊のため専ら領主自身の利益をあげるために地づきの隷農を追いはらう形で大々的に行なわれるようになったのである。しかも大陸のフランスやドイツ地方の毛織物工業が興隆するにおよび、英国はその原毛のすぐれた生産地として脚光をあびるに至つた。この利益を目的としてヘンリー七世、ヘンリー八世の時代には領主たちは争つて農地を囲いこんで牧場とし、その土地の農民を追い出したのである。⁽⁹⁾ 追い出された農民は浮浪者の群に投ずることになつたのである。⁽¹⁰⁾

モアは⁽¹¹⁾いう。イギリスの羊は「荒々しくなつたそうで、そのため人間さえもかんに喰殺しているとのことです。……そのわけは、もし国内のどこかで非常に良質の、したがつて高価な羊毛がとれるところがありますと、……その土地の貴族や紳士や……修道院長までが、国家のためになるどころか、とんでもない害悪を及ぼすのもかまわないうで、百姓たちの耕作

地をとりあげてしまい、牧場として囲つてしまふからです。……卑劣な策謀に乗せられ、この憐れな、無知な、惨めな百姓たちは自分の土地から出て行かなければなりません。そこには男も女も、良人も妻も、孤児も、更に寡婦も乳呑子をかかえた母親もいます。……彼らは住みなれた懐かしいわが家を捨てて、とぼとぼと寄るべない放浪の旅に出て行きます。……彼等に残された道としては、泥棒を働か、そしてその結果正しい法の裁きを……受けて絞首台の露と消えるか、それとも乞食をして歩くかそのいずれかしかありません。しかも乞食をすればするで、……浮浪人として牢獄にぶち込まれます。彼らだつてどのくらい仕事につきたがつているか分りません。ただ誰も仕事を与えてくれないだけの話なのです。」モアアのこの農民に対する同情のこもつた文章は、エンクロージャーと浮浪との因果関係を我々に生き生きと示している。

(三) 封建的家臣団の解体

時代は中世の封建的社會が近代的産業社會に変化する過渡期であつた。トニーのことばを借りれば、「英國の社會は急速に動いていたのだ。あたらしい野心にゆすぶられ、あたらしい恐怖につきまとわれ、ここでは成功も失敗も、それまでの意味とはすつかり違つたものになつていた。戦亂の絶える間のなかつた北部をのぞいては、大領主の目的は、命令一下、家臣の大軍を招集することではなくなつて、自分の所領を賢明な投資の対象として利用することであつた。」⁽¹³⁾

三十年の長期にわたつて行なわれたばら戦は、封建貴族の力を疲弊させ、英國の中央集權化を促進した。⁽¹⁴⁾そして、ばら戦の終結とともに王位についたヘンリー七世は、貴族からさまざまの方法で財産を没収し、更には従者を従える権利や紋章をつける権利を取上げてしまつた。⁽¹⁵⁾もはや領主たちが、戦亂に備えて各々戦闘要員としての家臣団を抱えることは不要かつ不可能になつたのである。こうして各領主に属していた家臣はその家録を失なうにいたり、生活に困難をきたすようになつた。戦闘行為以外に生活のすべを知らぬこれらの者の生活手段は結局浮浪者となるか、盜賊になるかのいずれかしかなくなつた。

である。⁽¹⁶⁾

(四) 修道院の解体

英国の宗教改革がヘンリー八世とカサリン王妃との離婚問題に端を発した政治的なものであつたのと同様に、彼の手による修道院の解体も宗教的使命感によるものではなく、むしろ戦争による出費の増大から生じた財政上の困難を克服するために修道院の財産に目をつけた現実的なものであつた。⁽¹⁸⁾

修道院は中世的慈善の中核的な機関であり、富者が死んだ時その冥福を祈つて乞食への施しが行なわれる一方、その遺産は修道院へ寄進されて貧者への慈善のために用いられた。⁽¹⁹⁾ 修道院が解体されたとき、それにかわるべき機関のことはまったく考慮されずに、逆に没収された財産は捨て値で売却され、その投機的売買でボロ儲けをする者すらいたくらいであつた。⁽²⁰⁾ ため、「修道院からの施しに頼つていた貧者は、他所で食物を求めることを余儀なくされ、浮浪者と乞食の数は増加するに至つたのである。しかもヘンリー八世は、教会領を没収したとき住居のない修道僧に何ら充分な生活手段を与えなかつた。彼らの多くはやがて乞食に身を落すことになつた。」⁽²¹⁾ こうして修道院の解体は、そこに仕えていた修道僧が失業し、更には反政府活動を誘発する結果を招く⁽²²⁾ 一方、修道院の慈善に依存していた者やその寺領で働いていた農民が困窮化するという二つの面で浮浪の問題を更に深刻なものとしたのである。

(五) 浮浪問題の意味

この時代に浮浪者の存在が大きい社会問題となつたのは、単に浮浪者の数が増えた⁽²³⁾ ということだけではない。浮浪者はこれ以前の時代にももちろんいた。しかし、この時代には浮浪者とよばれるものの中味に変化が生じ、しかもそれに対しては、

旧来の対策が適合しなくなつたところに基本的な問題があるのである。

中世は、中世的な乞食に対する対策を有していた。中世においては「施しによつて生活している貧困者も、また財産からの収入によつて生活し、慈善事業を行うことによつてキリスト教的義務を果し神の眼前で自己の立場を弁明しうる強大者も共に存在の余地が残されていた。……これら正反対の群の間の関係は、どちらも自らの労働の生産物によつて生活しているのではないが、天上の恵みに対する富者の願いを利用して貧困者に対する物質的援助を促進しようという形をとつていたものである」⁽²⁴⁾。これが中世における乞食に対する根本的な原理であつた。こうして貧民ないし乞食に対する救済は、教会⁽²⁵⁾——修道院——を中心として貴族の個人的慈善事業、宗教的または職人的ギルドの三つの方法で行なわれていた。⁽²⁶⁾

しかるに前述の諸事情から生み出された浮浪者は、こうした中世的救済機構に全く適合しないものであつた。エンクロージャーによつて村をおわれ、解体によつて修道院をおわれ、あるいは都市での生活を求めて、老若男女をとわず老大な数の人間が町から町、村から村へと放浪生活を送り、或る者は強盗や窃盗を行ない、或る者は詐欺師となり、また或る者は手品師、行商人、乞食となつて生活していたのである。⁽²⁷⁾ これらの中には現代的に言えば政治犯に当る者もふくまれていた。⁽²⁸⁾ これらはいわゆる体力のある浮浪者(able-bodied vagrants)、即ち生計を維持するのに足る体力を有しつゝ働くことを拒否する一群の者に対し、教会とか個人的慈善の無差別な救済は全く役に立たなかつた。⁽²⁹⁾ むしろ逆に修道院などの無差別な施しは、それに依存する乞食以外に多数の仕事をしよふとしない怠け者を育ててしまつたといわれる。⁽³⁰⁾ しかも彼らは犯罪を行なうことによつて国の治安の妨害者となつたのである。⁽³¹⁾ この量質ともに前の時代とは異つた浮浪者の問題に直面して、英国の社会は新しい対策を求めて一六世紀中葉から一七世紀にかけてその解決に努力するのである。懲治場の問題は、この浮浪者の質的変化、或いは乞食に対する觀念の変化と密接に関連しているのである。

(一) Frank Aydelotte, Elizabethan Rogues and Vagabonds and Their Representation in Contemporary Literature, 1913, pp.

97. 浮浪の問題はまた貧困、失業の問題としてもとりえられている。レナードは封建領主の下の家臣団の解体(=失業)が浮浪者をうみ出したと説き、その他繊維工業の発達に伴う賃銀労働者の生活の不安定化、賃金に比較しての食糧の値上り、羊におわられた農民の失業等をあげ、これらが貧者の生活を圧迫して来たことを述べる。(E. M. Leonard, *The Early History of English Poor Relief*, 1900, pp. 14-17.)

(2) 今井登志書「英國社会史」上巻八三頁、九八頁、一一九頁。

(3) Aydelotte, *op. cit.*, pp. 7-9.

(4) 今井、前掲書一三〇—一頁。齊藤美州「英國近代精神の胎動」一七〇頁。

(5) この法律の内容は次の如きものである。賃金については地主の差配人、車力、羊飼、牛飼、下女など各々の仕事ごとにその最高限度額が年ぎめで定められ、農民は契約期間中自分の耕地を勝手に離れることを強く禁じられると同時に、その移動に際してはいちいち証文を得なければならなかつた。証文のない者は捕えられ足枷をはめられた。そしてこれらの労働者が浮浪者として市や町で発見された場合、市長その他の役人は彼らを捕えて足枷をはめ、もとの仕事に復帰するかまたは掃郷を保証する者があらわされるまで、彼らを拘留することができた。職業の選択にも制限が付され、一二歳まで農業に従事した者は、以後他の職につくことを禁ぜられ、これを破つて商工業の徒弟に出る契約をしてもその契約は無効とされた。仕事をする能力をもちながら乞食をする者は、無許可で仕事を放棄した者と同様に扱われた。また仕事のできない乞食は、この法律制定の際に居住していた町にとどまることが定められた。そしてこの法律の執行には、治安判事が当ることと同時に定められた。ここから、後に懲治場の監督もふくめて救貧法の執行を治安判事が行なうことになつたのである。

(6) J. J. Bagley and P. B. Rowley, *A Documentary History of England*, Vol. 1, p. 212. 植村雅彦「テナーダー・ヒューニズム研究序説」二五—三頁。乞食の二分類は後述三分類になり、労働能力のある乞食が労働の意志の有る者と無い者とに分けられた。

(7) Aydelotte, *op. cit.*, p. 7.

(8) 野村兼太郎「一般経済史概論」一四三—四頁。田代不二男「イギリス救貧制度の発達」一五二—五八頁。

(9) アイデロッチは、領主による農民の追い出しについての同時代人の報告を記録している。それによると、以前には賃貸料も支払つたことのない、こわれた家について法外な賃貸料を支払うよう農民に要求する。農民はその支払のために自分の持物を売り払わざるをえなくなり、その結果、そのこわれた家を修理する金もなくなつてしまふ。領主は荘園裁判所で二度農民がその家を修繕しなかつたことを叱責し、その挙句にその農民を追い出してしまふ。そしてその家を取り払い、牧場に変えてしまふのである。(Aydelotte, *op. cit.*, p. 11, pp. 145-147.)

(10) 田代教授のジョルダン(Jordan)の著書からの引用による。一四五五年から一六三七年までの間に二二〇〇平方哩の農地が開け込まれ、その変化は三五〇〇以上の家族に土地喪失者と失業者とを生み出したという。(田代、前掲書五八頁。)ただし、レナードは浮浪者の増大の原因としてエンタロ一ジャーに重きをおいてゐる。(Leonard, *op. cit.*, p. 17.)

(11) トーマス・モア「ユトピア」(Thomas More, *Utopia*, 1516.) 岩波文庫二六一—二八頁。

(12) 19 Henry VI. c. 12. による。乞食は捕えられた上二昼夜足枷をはめられ、パンと水のみを与えられる。又一五一七年のロンドン市の条例では、

ロンドンに流入して来た浮浪者に対し、前記の法律をきびしく適用するものが定められた。(Aydette, op. cit., pp. 141-2)

(13) R. H. Tawney, *Religion and the Rise of Capitalism* (Penguin) p. 142. 邦訳「宗教と資本主義の興隆」岩波文庫下巻九頁。

(14) 今井、前掲書、一四八頁。

(15) 今井、前掲書、一五五頁。

(9) Aydette, op. cit., pp. 14-15, Leonard, op. cit., pp. 14-15, キーン前掲書三三六頁参照。ロンドンは貴族の従僕の放縱な生活ぶりがえがかれ
らる。

(7) 今井、前掲書一六九—一七二頁。マイントン、*「宗教改革」*(Roland H. Bainton, *The Reformation of the Sixteenth Century*, 1953) 一四
八—一五三頁。

(8) 今井、前掲書一七三頁。マイントン前掲書一五四—一五五頁。ヘンリー八世は、この他自己の所有を増すために、修道院の解体と前後してユース法
(Statute of Uses)を制定してゐる。またマイントンは法曹学院 (Inns of Court)がヘンリー八世による解体を免れたのは、それが幸運にも解体に
値するほど富裕になつたからだと云ふ。(F. M. Matland, *English Law and the Renaissance*, 1901. pp. 71-3. note 74.)

(6) 今井、前掲書一七三頁。Leonard, op. cit., pp. 17-20. W. S. Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. 4, 1924, pp. 387f.

(20) Tawney, op. cit., pp. 144f. (邦訳前掲書下巻一二—一五頁)ただしこの時解体された施設が、後にその所有者から再び慈善のために自治体
に贈られ、教養院(alms-house)として再建された場合が多かつた。(Leonard, op. cit., pp. 207-210)

(12) Aydette, op. cit., p. 16.

(22) 一五三六年の修道院の解体を契機に恩寵の巡礼の反乱が起き、インマランド北部は、この後一五六九—一七〇年の暴動が静まるまで混乱がつづいた。
(S. T. Bindoff, *Tudor England* (Pelican), pp. 107ff.) 後出三章註七参照。

(23) ロンドンに「ロウジャー」一五一七年の市参事会員の報告書の中では、施しを受ける許可を示すナンシをもつてゐる乞食の数は一〇〇〇人であつた
が、一五六九年の浮浪者狩りの際には、一三〇〇〇人の浮浪者が逮捕されたといわれる。また一五九四年の市長の調査では、ロンドンの乞食の数は二二
〇〇〇人以上だつた。(Aydette, op. cit., pp. 61, 65, 74.) 全国では一五九七年に二〇万人の浮浪者がいた。(Slize, op. cit., p. 50, note 17)

(24) ルンネン及びキルヒエンペーター「刑罰と社会構造」(Rusche and Kirchheimer, *Punishment and Social Structure*, 1939) 司法資料三〇六
号三六頁。

(25) 教会は、十分の一税による収入の三分の一或いは四分の一を貧民や旅人のために使うべきだとされてゐた。(Sidney and Beatrice Webb,
English Poor Law History Pt. 1, *Old Poor Law*, p. 2. 以下 History として引用する。)

(29) Holdsworth, op. cit., Vol. 4, p. 387. Leonard, op. cit., pp. 17-20.

(27) 同時代人トマス・ハーマン(Thomas Harman)の著書 *A Cauter or Warening for Common Cursetors Vulgarly Called*
Vagabonds, 1566)には、次のやうな浮浪者が分類記述がなされてゐる。(Aydette, op. cit., p. 27. Dolpsperg, op. cit., p. 96, note 25)

Rufflers 強者には物を乞いをし、弱者からは強奪する。

Upright Men 浮浪者仲間の首領にふさわしい者。

Hookers or Anglers 鉤のついた棒で開いている窓から衣類を引っかけて盗む。

Rogues 通常の浮浪者、Upright Men より弱い。

Wild Rogues 浮浪者を両親がめい浮浪者。

Priggers of Prancers 馬盗人。

Palliards 体にボロをまとい、或る種の植物をなすりつけて、みせかけの傷をつくり人の同情をひく乞食。

Fratlers 癪病院、病院等の設立のための托鉢をしているふりをする偽の代訴人。

Abraham Men 偽狂人。

Whip-jacks 難破船の水夫をよそおう浮浪者。

Counterfeit Cranks 病人をよそおう乞食。

Demmerers 偽難産者。

Tinkers and Pedlars 盗みをかくすために商売をして歩く行商人。

Jarckmen 偽造証明書の作成者。

Patricoos 乞食坊主。

Demmander for Glimmer 火事で焼け出された風をよそおい乞食する男女。

Bawdy baskets 女行商人。

Autem Mortis 教会の中で結婚したことのある女。

Walking Mortis 未婚の売女。

Doxies 一般の浮浪者の仲間になっている女。

Dells Upright Men によつてまだしつけられていない若い女。

Kynchin Mortis 女の子供。

Kynchin Coes 男の子供。

(83) Aydelotte, op. cit., pp. 52-55, pp. 63-64.

(84) 前出のホルトマンの著書で、これら不埒な浮浪者に対し警戒心をよこさせるため、さる慈善心にとんだ貴婦人のために書かれたものである。(Leo-

nard, op. cit., pp. 17-8.)

(85) Webb, History, pp. 16-19.

二、浮浪者に対する制裁

前述したような浮浪の問題にどのように対処するか。テューダー王朝の国王は多かれ少なかれこの問題にとりくまざるをえなかつた。そして多数の法律⁽¹⁾が浮浪問題の解決のために制定されている。浮浪者に対する対策は、大きく分けて浮浪者に対する処罰と救貧法中心の社会政策の展開⁽²⁾である。ホールズワースは当時の政策を、(1)体力のない貧者は、その定住する土地の費用で救済される、(2)自らを扶養する能力のない児童には生業を教え、働かせる、(3)体力のある浮浪者と乞食とは刑法によつて抑圧する。(4)彼らにはまた予め用意された仕事を与え、労働を強制する、の四つに分けてゐる。そしてこれらの政策の実施の責任は、国が負い、各教区単位に治安判事の監督下に実際の運用がゆだねられた。⁽³⁾このホールズワースの掲げる政策の第三についてまず扱ひ、次に第四を取上げることにする。

(一) 刑罰の強化

既に、一四世紀中葉には、黒死病に端を発する隷農の移動を禁止する労働者法と結びついて浮浪者の処罰が行なわれていた。その最初のもは、エドワード三世治下一三四九年に制定された法律(23 Edward III. c. 1)の中にみられる。「すべて男も女も、自由人であれ隷農であれ、またそのおかれた条件がどういふものであれ、労働可能な肉体をもつ六〇歳未満の者は……その労働を必要とする者に仕えるべきであり、その仕事に対して昔から支払われている労賃のみを……受けとるべきである。……(それを違反した場合)その者は逮捕され、保証人が見つかるまで拘留される。……もし他人に仕えている者が、主人の許可または正当な理由なしに定められた時期以前にその奉公先を去つた場合には、その者は牢獄に収容される。……」

多数の乞食が……働くの拒否し、怠惰と悪徳に身をゆだね、時には盗みやその他の悪業を行なつてゐる。何人も、彼らが自分の生活のために働らかざるをえなくするために、憐みや施与の形でいかなる物も働くことのできる者に与えたり、或いは彼らに好意を示してはならない。」しかし、この法律をもふくめた一連の労働者立法は、事態を解決できず、逆にこれらの法律が制定されるや、この法律の適用を免れるために労働者は県から県へと逃げ出したといわれる。或いは病人や不具者を装おい、或いは巡礼の仲間になりすまして、労働者はこれらの法律の規制のとどこかないところでのよい賃金を得ようとはかつたのである⁽⁴⁾。しかも他方高い賃金を払つても農民や奉公人を必要としていた領主、教会、商人等があり、浮浪者を減ずることはできなかった。

一三八三年の法律 (7 Richard II. c. 5.) により治安判事、巡回裁判所、及び各県の執行官に、浮浪者 (Vagabonds and Feitors) とその犯罪とを調査し、保証人がみつかるか或いは在監者釈放巡回裁判所判事の到着するまで彼らを牢獄に拘留しておく、彼らにふさわしい処分を科す権限が与えられた。しかしこの法律で定めた取扱いは重きにすぎ、多数の浮浪者が牢獄で命をおとした。そこで一四九五年の法律 (11 Henry V. c. 2.) は、この状態を前文でうたつた上で、浮浪者 (Vagabonds and idell and suspecpe persons Iyvyng suspiciously) は、三昼夜足枷をはめられパンと水のみを与えられ、その後町を去るように命じられて釈放される旨を定めている。この規定は、ヘンリー七世の時代の国内の安定とあいまつて、一五〇四年の法律 (19 Henry V. c. 12.) で更に緩和され、三昼夜が一昼夜にちぢまり、その後、直前三年間に居住していた土地に帰すことが定められた。たと浮浪の再犯者には三昼夜の足枷が科された。

一旦緩和された刑罰は、ヘンリー八世の時代に入つて再びきびしいものになつて来る。一五三一年の法律 (22 Henry VIII. c. 12.) は、浮浪者を労働能力のない乞食 (impotent persons) と浮浪者 (Vagabounds and ydell persons) とに分け、前者に対しては乞食の証明書を与えて、その居住地内のみでの物乞いを許可し、証明書の無い者が乞食行為または浮浪をし

ていた場合には、その者を鞭でたたくか三日間足枷をはめてパンと水のみを与え、後者に対しては、発見次第直ちに治安判事等の役人のもとに連行し、上半身を裸にして荷車の後にしばりつけ、町中を走りながら鞭で血が出るまでたたき、その後その者の出生地に帰すことを定めた。⁽⁵⁾ 次いで一五三六年の法律⁽⁶⁾ (27 Henry VIII. c. 25) は、この刑罰を強化して、毎月一回夜または昼に役人は浮浪者狩りを行ない、初犯の者には上記の刑を科し、再犯に対しては、上記の鞭打ちに加えて右の耳をそぎおとし、更に三犯の場合には、これを牢獄に収容した上で浮浪罪で起訴し、有罪になつた場合には、重罪犯、国家の敵として死刑を科すことが定められた。⁽⁷⁾

このようにきびしい刑罰が浮浪に対して定められたにもかかわらず、浮浪者の数は減らず、却つて増加し、エドワード六世の即位の年(一五四七年)には、強盜その他あらゆる悪の根源としての浮浪者の増大をくいとめるために、従来の浮浪に関する法律をすべて廃して、更にきびしい刑罰を定めた法律(1 Edward VI. c. 3)が制定された。この法律によると、「跛者、生活無能力者および老齢または病氣のために働けない者に属さず、かつ土地または不動産権、封土権、年金もしくはその他の充分生活を維持できるだけの所得もしくは利益をもたない者で、主人のいない奉公人、乞食またはその他の同様の人種の如くどこかの建物にひそみかくれまたは公道上もしくは市、町もしくは村の道路上を浮浪しまたはぶらついており、しかも何らかの正当な手職、奉公または労働に従事しようとせず、その状態で三日以上生活しつづけ、その能力に応じて使おうとする者のもとで労働に従事しようとする男女、彼らを雇おうというものがなければ飲食食物を得るために仕事をしようとはしない男女および主人との間にとりきめられた期間働くことになつた後正当な時期以外にその仕事をやめもしくは逃げ出した男女、これらはすべて浮浪者とみなされ、」以前の主人に引渡された上、胸にVの字の烙印を押されて二年間その主人の奴隷とされる。この者が逃走して再度捕えられた時には、Sの字の烙印を押された上で終身奴隷とされ、三度捕えられた時には死刑が定められた。⁽⁸⁾ この法律は、浮浪に対する処罰が最も極端に押しすすめられた姿を示している。ヒッペルのバイ

クからの引用によれば、浮浪罪は反逆罪につぐ重罪となつたのである。⁽⁹⁾しかしこの法律は、その余りの苛酷さのゆえに一度も実施されることなく数年後に廃され前出の一五三一年の法律(22 Henry V. c. 12)が復活された。⁽¹⁰⁾しかも、その間浮浪者は一向に減る様子を示さなかつたといふ。⁽¹¹⁾

(二) 刑罰強化の思想的背景

こうした刑罰の強化の背景には、当時の思想の変化がひそんでいる。トーニーの述べるところにより、ルターを引用しよう。「許してならない罪というのは、怠惰と貪欲の罪である。というのは、こうしたものこそキリスト教徒を成員とする団体の統一を破壊してしまふからである。……巡礼だ聖人の日だ修道院だといへば、それは怠惰の口実となつてゐるから、そんなものはなくしてしまわなければならない。浮浪者は、追放するか、無理やりに就業せしめなければならない、都市はみな、正直で貧しい暮しをしている者の生活をたててやるために、慈善事業を組織しなければならないのである。」⁽¹²⁾怠惰の罪がここにあらためて問題にされるのである。もとより怠惰は、七つの大罪の一つとして古くから許されてはいなかつた。しかしそれにはひとつの限定があつた。トマス・アクィナスは「——主として瞑想の道徳的価値を固守しうるために、また同時に托鉢僧の立場からも——パウロの『働かざる者は食うべからず』という命題を解釈して、自然法からみて缺くことのできない労働が課せられているのは人類全体に対してであつて、個々人ではないと考へねばならなかつた。」⁽¹³⁾この法則は「働かないで財産によつて生活できる者には適用されないものであり、また、神の国における活動の靈的形態として黙想が、文字どおりの意味での命令に優越するのは勿論のことだとされたのであつた。それどころではなく、当時の通俗神学においては、修道士の『生産性』の最高形態は祈祷と聖歌合唱によつて『thesaurus ecclesiae』(教会の宝庫)を豊かにすることだとすら考えられていた」⁽¹⁴⁾のである。特に托鉢は、最も純化された乞食の別の形態であり、自己の物質生活のすべてを人々の喜捨に頼つ

て、自己の全精神活動を神への奉仕に集中するものである。トマス・アクィナスもそうであつたように、中世初期のキリスト教の偉人は多く托鉢修道僧の中から出ており、またそのキリスト教布教上の功績はきわめて大きいものであつた⁽¹⁵⁾。

しかし、宗教改革の時代には、これらの修道院や托鉢僧団の腐敗はいちじるしく、こうした教会の腐敗に対して改革派は攻撃の矢をはなつたのである。ルターはいう。「キリスト教国からあらゆる物乞を廃絶することは最緊要の事柄である。何人もキリスト教徒の間を物乞いして歩いてはならぬ。……私の考えでは、乞食ほど詐欺的な職業は他にはない。この一般的な無制限の物乞は、一般庶民に有害なものである。私の見積りでは、五〜六群の托鉢修道僧が各個に各地を年に六〜七回めぐつて来る。その他に一般の乞食、エミッサリー、巡礼がいる。こうして私の計算では各都市は、一年に六〇回ぐらい恐喝にあつている。しかもこの中には政府に支払われる税金とローマ教会の無用の強奪とはふくまれていないのである」⁽¹⁶⁾。更に、英国内で、サイモン・フィッシュは、ルターの非難と同様に修道士や托鉢僧あるいは僧上を「強力な、能力のある、偽りの神聖さをもつ怠惰な乞食と浮浪者」(strong, puissant and counterfeit holy and idle beggars and vagabonds)或いは「牧夫のなりをした飢えた狼」⁽¹⁷⁾(the ravenous wolves going in herd's clothing)と呼んでその腐敗ぶりを非難し、これらの者に自分の生活の糧を創世紀第三章にある如く額に汗して働き得させ、他の怠惰な者どもに見せしめにし、またこれらの者が働こうとするまで荷車の後にしぼりつけて鞭で叩けという。そうすれば、怠け者や盗人の数は減り、国の市民の富は増し、誰も我々から施しを乞うことはしなくなるであろうというのである⁽¹⁸⁾。

このフィッシュの言葉には、改革派の極端な偏見がひそんでいるとは考えられるが、「怠惰こそがすべての悪の根源である」とする考え方は、ヘンリー八世からエドワード六世の治世にかけて確立され、あの苛酷な浮浪者立法を支えていたとみてよいであろう。実際に、我々は浮浪者に関する法令の前文に、次のような文言を読みとることができる。

「浮浪者及び乞食は、長らく増加の一途をたどつて来たが、すべての悪の母であり、根源である怠惰によつて日々莫大な

数に増加している」⁽²⁰⁾「怠惰及び浮浪は、すべての盗み、強盗及びすべての悪行並びにその災厄の母であり根源である」⁽²¹⁾「浮浪者及び乞食は、国王陛下の国土に日々増加し、巨大な数に達している。これはもつばらすべての悪の根源であり、母である怠惰によるのである」⁽²²⁾

こうして「汝の額に汗して働け」という聖書の言葉は、その中世的な身分的限定に変化を生じ、聖俗の境はぼかされ、両者をまつたく無視した形で「選ばれた者」と「選ばれなかつた者」という抽象的な差別が持込まれた。そして神の召命にもとづくものとしての労働——世俗的義務への誠実——が改革派の人達によつて主張された⁽²³⁾。当時の社会秩序のあり方からみれば、これはキリスト教的身分秩序と世俗的身分秩序との二元的構成が破れて、世俗的身分秩序のみが重要性を帯びるにいたつたことを示すものにはかならないだろう⁽²⁵⁾。そしてこの秩序の中で、人々の占める位置——即ち職業に励むことが何にもまして重要になつたのだといふ⁽²⁶⁾。この点を強調すれば、逆に仕事をしないで浮浪するということはこの世の悪の最大のものといわれるのも当然のことであろう。

では、これを矯正するにはどういう方法がよいのか。これまでにみて来た刑罰の強化は、ほとんど効果を示していないではないか。むしろ怠惰の矯正は、労働によつてこそもたらされるのではないのか。ラートブルッフは、アムステルダム⁽²⁷⁾の懲治場におけるのと同様に、英国の懲治場においても改革派の主張が作用しているとし、(1)懲治場は、神より課せられた職業からのがれた者を強制によつて労働に戻すものであり、(2)そこでの労働は苦しみでなければならず、(3)カルヴィンの予定説から、懲治場での改善というのは、長期にわたつて進行する過程ではなく、犯罪者が自己の反抗心を打破るひとつの行為なのであると説く⁽²⁷⁾。確かに時代は宗教改革の時代であつた。しかし同時に、ルネッサンスの時代的影響を無視することはできない。労働の思想は、むしろ後者から発したものともいふことができるのである。この点を我々は次節でみていくことにする。

(三) 労働の強調

前述のように刑罰の強化は、何ら浮浪問題の解決にはならなかつた。これら身体強健な乞食どもは「浮浪生活を刺戟にとんだ愉しいものとするだけの充分な強さと鋭い智慧とをもつた連中であつた」⁽²⁸⁾。ときたま行なわれる浮浪者狩りや鞭打ちは、彼等に冒険の機会を与えるものによらず、その「鞭打ちやもつときびしい刑罰すらも彼等は充分に避けることができたし、またそれに堪えることもできた。しかし労働はまつたく別物であつた」⁽²⁹⁾。表面的な嚴罰主義による浮浪者の取締は、その根源的な原因を考慮に入れた上での対策を伴わな以上、効果を上げることができなかつたとしても不思議はないのである。こうして浮浪対策の一方向は、浮浪の原因を探りそれに見合つた方法を生み出すものであつた。ルネッサンスの思想的潮流が、浮浪者の問題と出遭つたとき、刑罰の方法のみによる浮浪者問題へのアプローチに疑いの目がむけられ、まつたく違つた角度からこの問題への解答を見出そうとするのは充分考えられることである。一般に、この時代の英国のヒューマニストの著書においては、原因への関心が非常に強いことが指摘されている。⁽³⁰⁾

ヘンリー八世の寵を受け、ウルジー失脚のあとを受けて大法官に任ぜられたトーマス・モア⁽³¹⁾は、ユートピアの中でラファエルに「……金を盗つた為に命を奪られるということは、決して正しいことでも道理になつたことでもない。……世界中のあらゆるものをもつてしても、人間の生命にはかえられない……」⁽³²⁾と前置させた上で、ポリレロス人の法律について「犯人自身は……公共の使役に服するよう宣告を受けるのですが、同じ窃盗罪にしてもよほど兇悪なものでない限り、牢獄に監禁されたり、足枷をはめられたりすることはありません。むしろ縛るどころか、動作一切が自由に放任されて、ただ公共の勞務に従えばよい……。ただし、労働を拒む者とか、怠けてなかなか仕事につこうとしない者とかは、……「鞭でぶたれたりする」ことの方が多いようです」⁽³³⁾。「……服装は一人残らず、同じ色合のものを着ています。頭は五分刈りにしたり、剃つたりなどしないで、ただ耳の一寸上の所をぐるつと丸く剃るだけです。それから耳を片一方、先の方を少しそいでいます。……

：ポリロス人の公憤と懲罰の目的とするところが、ただ悪の根絶と罪人の救済に他ならないからでありましょう。つまり罪人をかように扱うことによつて、彼らが真人間にならざるを得ないようにしむけ、過去に犯した罪が何であろうと、それを生涯を通じて償わしめようというわけです。⁽³⁴⁾ この長い引用は、モーアが犯罪に対してとつていたヒューマンな態度をはつきり示しているように思われる。そしてモーアは、このあとを受けて枢機卿に「浮浪者達はこの方法で片づけたらうまくゆくだろう⁽³⁵⁾」といわせている。浮浪の問題についてモーアは前述のように同情をこめて語つており、これら浮浪者を国家の共通の召使として積極的に用いていこうとする考え方をうかがうことができるのである。

乞食或いは浮浪者に一昼夜(再犯の場合は三昼夜) 足枷をはめてパンと水のみを与え、しかる後にその出生地に帰すことは、既に、一五〇四年の法律(19 Henry V II, c. 12.)によつて定められていた。また、体力のない乞食については、その定住する特定の教区の中でのみ証明書を与え、乞食行為を許すことも法律(11 Henry V II, c. 12. §2.)に規定されていた。しかし、体力のある浮浪者に対してどのような処置をとるかについては、何の定めもなかつた。一五三一年の法律(22 Henry V III, c. 12.)では、前述のように、一方では、荷馬車の後に浮浪者を縛りつけて血が出るまで鞭打つことが定められたが、他方は、その執行を終えた者は、その出生地に帰して労働につかせることが初めて定められたのである。この最後の法律がモーアの大法官在任中⁽³⁶⁾に制定されたことは、モーアがユートピアの中で示した自分の考えを、当時の英国内で実現しようとする意図をもつていたのではないかとの臆測を生じさせるのである。⁽³⁷⁾

しかし、英国の懲治場の發生に直接の刺戟を与えたのは、モーアではなくモーアと親交のあつたスペイン生れの人文学者ヴィヴェス⁽³⁸⁾(Juan Luis Vives)だと伝えられる。ヴィヴェスは、ヘンリー八世がカサリン王妃と離婚する以前に同王に仕えた経歴をもち、⁽⁴⁰⁾一五二六年にブルージュ市(Bruges)の委嘱を受けて、同市のための救貧プランを立案した。これは、当時、大陸のイーブル市(Ypres)で実施されていた救貧制度と同様の内容をもつものといわれ、⁽⁴¹⁾「貧民の救済について」という題

をもつ。この中でヴィヴェスは「多くの善良な魂が自らを養う上の不足に悩むとき、ある者は町中や街道すじで明らかさまに強盗をはたらき、他の者は人にかくれてこつそり盗みをはたらくようになる。若い女性は、節度を失ない、自らの貞操を守らうとはしなくなる。そしていたるところで自らを安く売りに出し、人生の悪の道からのがれることができなくなる。……貧民の児童は、悪く育てられ、教会の外にごろごろしているか乞食をするようになる。……彼らを善良な市民にするように努力することの方が、時期を失して後に彼らを処罰することよりもずっとよいことであらう。」と述べている。この考え方は、上にあげたモーアの理解の仕方と軌を一にしている。ヴィヴェスは、所得のない貧民を三種に分類する。一は、救恤院また慈善院で保護を受ける人々、二は、自宅で貧困に耐える人々、三は、定まった住居をもたず、流浪して施与を求め、しかも労働可能な人々である。そして、これらの人々に対する処遇の原則は、万人は自分のパンを稼ねばならず、怠惰は許され⁽⁴⁵⁾ないこと、乞食も許され⁽⁴⁶⁾ないこと、いかなる悪人といえども飢死させることは許され⁽⁴⁶⁾ず、食物を与えなければならぬことであり、役人はこれらの貧民を調べて、それぞれにふさわしい処遇をしなければならぬ。我々の関心は、上述の分類の第三のものに向かうのであるが、これらの者については、役人が充分に調査することのみが記され、それ以上の提案はない。ただ、賭博、乱行、奢侈、強欲などによつて身をほろぼした人に対して、他の者の見せしめに彼ら自身前非を悔むように、比較的人のよろこばぬ仕事を与えるということが提案されているのみである。ヴィヴェスはすべての貧民に対して仕事を提供する工場の建設を提案しており、仕事につかせ、働かせることによつて、怠惰を矯正する意図をはつきりくみとれるのである。例えば、病院で怠けて暮している者、盲人でも働ける者、病気の癒えた者、これらの者すべてに対して、働くことが⁽⁴⁸⁾すすめられている。ヴィヴェスは、貧困を悪徳と犯罪の原因とみているが、⁽⁴⁹⁾貧困と怠惰とは密接に関係するものと理解してよいであらう。

ヴィヴェスのプランは、実際には、ブルージュ市では実施されず、制度として英国に紹介されたのはイーブル市の救貧制

度であつた。⁽⁵⁰⁾「貧民の救済について」は、一五二六年に印刷され、イーブル市の制度は一五二五年に発足しているが、イーブル市の制度の立案の際に、ヴィヴェスは数々の助言を与えたものと推測されている。⁽⁵¹⁾イーブルの制度も、乞食が禁止されること、怠惰な生活は許されないことを前提に、貧民に対して市当局が援助を与え、体力のある貧民は労働させ、貧民の子弟には教育の機会を与え、生活能力のない貧民には、各々の自宅で施与を頒ち与えることを制度化している。そして、乞食、浮浪者については次のように定めている。「これらの強く、頑丈な乞食で、しかも自分の生活のために働く意欲のない者は、自分自身及び公益を害さないよう手仕事を強制される。彼らは善良な人々の喜捨によつて、邪悪な怠惰を罪深く育て上げ、他人の労働から利益を得ているのである。最後に無思慮で無軌道な人々に対しては、よくわけを話して忠告し、勧告すること、そして従おうとしない者を正義の鞭によつて適度に矯正することが彼等(貧民監督官をさす)⁽⁵²⁾の義務である。」また、この救貧プランを必要とする理由を説明して、「上記のような乞食による害悪を阻止し、これらの愚者を怠惰から労働に、遊興から利益に、浪費から節約に、荒々しい乞食生活からきちんとした生活にうつしかえるために」⁽⁵³⁾これが案出されたと述べられている。浮浪の原因は怠惰、その矯正策は労働という公式は、この時すでに確立していたとみてよいであろう。イーブル市のこの制度は、カトリック教国の中で論議を呼び、ソルボンヌ大学がこれを条件付で是認し、⁽⁵⁴⁾更にそれをチャールズ五世が印刷頒布したことによつて、ヴィヴェスの著書に劣らず有名であつた。その概要は、一五三五年に王妃アン・ブールの援助の下に、ウィリアム・マーンシャルの手で英訳、出版されたのである。⁽⁵⁵⁾

この同じ年に、モア、ヴィヴェスの思想に連なる立法が宗教改革の嵐の中で準備されていた。⁽⁵⁶⁾その法案の前文は、まず怠惰の許されないことを説く。浮浪者は「他の誠実な臣民のごとくに身を処することをせず、他人に施しを求めて乞食生活を送ることによつて怠惰な生活をする。これは全能の神の喜び給わぬところであり、他人の魂を傷つけ、他人への悪例となり、王国の富への大きな害悪である。」⁽⁵⁷⁾その原因には、不運、自らの怠慢、若い時に彼らを甘やかして怠惰な生活をさせ、

成長後に生計を得るだけのごとを教えなかつた知人の怠慢、幼ない時から乞食行為の他に何の生計手段も教えられなかつたこと、若い時に良い監督者のいながつたこと、自らの怠惰、高慢、嘘言などの悪い性質のため、主人や友人に見捨てられたことなど様々な事情が上げられる。「しかし事情はどうであれ、彼らを救済しなければならぬ⁽⁵⁸⁾」(Whatsoever tho-
occasion be, charite requireth that some waie be taken to helpe and socour them.) 浮浪におちいつた理由は様々で、中には自分の欠点から浮浪に入つた者もあるが、それらすべての者に救済手段を用意するというこの考え方は、その原因探求の構えと同様に、ヒューマニストの立場をそのまま受けついでいるということが出来る。「この前文は、常識と同情心に富んだ思いやりのある経済人を浮き上げさせる」とエルトンはいつている⁽⁵⁹⁾。こうした浮浪者に対して、国家は有益な公共事業を準備し、それに正当な賃金を支払つて浮浪者を使役する。彼らが病氣にかかつた時には、公費で治療してやる。しかし、逆に、労働能力のある者が公共事業への使役を拒否した場合には、二人の証人の証言によつて、その者を次の市の立つ日まで牢獄に拘置し、その後には右拇指を烙いて釈放する。拇指を烙かれた浮浪者が、次に同じ罪で逮捕された時、それまでの四週間内に公共事業に従事したことを証明できない場合には、その次の開廷日に重罪として訴追されるのである⁽⁶⁰⁾。

浮浪の原因として、幼ない時から乞食以外の生活手段を教えられていないことを法案が取上げていることは前にふれたが、それに対応するように、各教区毎に任命される貧民監督官は、浮浪者や病人などを探すほか、健康な乞食の子供で五〜一四歳の者を捕えて徒弟奉公に出し、一二〜一四歳の強情な子供に対しては、必要に応じて鞭でたたくことを認めている⁽⁶¹⁾。これによつて怠惰な性格の身につくのを防ごうというのである。この児童の取扱いと浮浪者の公共事業への使役とによつて、我々は、怠惰即ち神意にそむくもの、その矯正策としての労働の賦課というひとつの論理を明らかに読みとることが出来る。しかもここで考えられている労働には、刑罰の意味合いはなく、労働の拒否に対して初めて烙印と死とが刑罰手段として用いられるのである。しかし、一方で、この法案が狙いをつけていた浮浪者は「給料を誰からももらわず、町(とくにロンドン

市)で怠惰な生活をし、刃傷沙汰や喧嘩をしでかし、酒場や悪所にたえず出入りしているごろつき、許可なしに乞食をしてまわるオックスフォード、ケンブリッジの学者、戦争で負傷したふりをする船乗り、国王の許可なしに歩きまわる代訴人と免許符売り、その他の者でサイコロ、トランプ、球技、*Closerie tenes*、などの不法なゲームまたはその他新発明の不法なゲームをしている者、貧しい何も知らぬ人々を欺むような医術、外科術、人相術、手相術、占いなどの術の知識をもつていふふりをする者、田舎を歩きまわる好色の悪徳ある独身の女、九〇日間続けて何の仕事もしなかつたとみとめられるすべての者⁽⁶²⁾であることに注目しておく必要がある⁽⁶³⁾。

以上見て来たように、浮浪者(その定義については、後世の者から見ると異論は残るにせよ)に対する労働の強制の考え方の底には、こうした人文主義的な観点が伏せられていることに注意しなければならない⁽⁶⁴⁾。しかし、ヘンリー八世の宗教改革は、これらの人文主義的な志向とは異つた方向にうごき、この直後に制定された法律(27 Henry VIII. c. 25.)の中では、この法案に示された公共労働への使役の点は消滅して専ら浮浪者を処罰する姿勢が強められていくのである。即ち、この法律では「頑強な浮浪者や様々な乞食を継続的な労働に強制的に就かせる」ことが定められたにとどまり22 Henry VIII. c. 12. にはなかつた浮浪に対する死刑が定められているのである。こうして、恩寵の巡礼の反乱を始めとする宗教的、社会的混乱の中にヘンリー八世の時代は去り、「若きヨシユア」⁽⁶⁶⁾エドワード六世の時代に入るのである。その治世第一年に最も苛酷といわれる浮浪者取締法(1 Edward VI. c. 3.)が制定されたのは、この若い病弱な国王を内乱の危険から守ろうとする廷臣の心づかいでもあつたのであろうか。それはともかく、こうして制裁としての労働は「その具体的な運用のための施策を缺いていたが故に、法律の文言を死文化したまま」⁽⁶⁷⁾次代のいわゆるコモンウェルスマンの手に委ねられ、その社会的活動の中で実現していくのである。

(一) 11 Henry VI. c. 2, 19 Henry VI. c. 12, 22 Henry VI. c. 12, 27 Henry VI. c. 25, 1 Edward VI. c. 3, 34 Edward VI. c. 16, 14 Elizabeth

1. c. 5, 18 Elizabeth 1. c. 3, 39 Elizabeth 1. c. 3~c. 5, 43 Elizabeth 1. c. 2.
- (2) *リベリティー* 既に引用した Leonard, op. cit., Webb, History, 田代'前掲書等参照。
- (3) Holdsworth, op. cit., p. 392.
- (4) Leonard, op. cit., p. 4.
- (5) *Ibid.*, pp. 53-54. なほこれと同じ年々 Henry 八世はこの法律を同趣旨の勅令を發した事 (Aydelotte, op. cit., pp. 142-145).
- (6) ナナーはこの法律を Henry 八世の直筆によるものと謂つてゐる (Leonard, op. cit., p. 54).
- (7) 浮浪の罪に対する刑罰が重くなつたことば、カサリン王妃との離婚、英国教会の成立とそれによつて当時その緒にいたばかりの修道院の解体と關係が深くつかわれる。(Reeves' History of English Law Vol. 4, p. 340, note (a)). Henry 八世による修道院の解体は二段階に分けて行なわれた。まず修道院の行動と財産とを調査した後、一五三六年に小修道院が解体された(27 Henry Ⅷ c. 28)。次いで大修道院が解体された(31 Henry Ⅷ c. 31)。小修道院の解体は本法と同じ年に行なわれてゐる。また恩寵の巡礼(Pilgrimage of Grace)の反乱も、この年に修道院の解体をきつかけに起つてゐる。一説によると、鞭打ちの刑は修道院の解体の後にはじめて行なわれたものであり、浮浪という単に職業がないというだけの者に対して、國家の敵(Enemy of the Commonwealth)として死刑を定めたことは、Henry 八世の離婚に反対する僧侶がこの法律が狙いをつけていたことを示すことである(Reeves' History of English Law, p. 340, note (a))。モンテンはこれに対し、解体後修道院の僧侶達は各々年金を得て落着いた生活に入つてゐるといふ(St. T. Bindoff, Tudor England, p. 107)。
- (8) この法律もまた、修道院の解体と追われた僧侶の不満分子を抑圧するためのものと見られる(Reeves' History of English Law. Vol. 5, pp. 32f note (a))。
- (9) Hippel, op. cit., ZStrW. Vol. 18, p. 424, note 29.
- (10) 34 Edward Ⅲ. c. 16. Aydelotte, op. cit., p. 63. Leonard, op. cit., pp. 56f.
- (11) この後には whiping campaign がハリキーン一世治下まで行はれた。そして、この間ヤットの反乱等の参加者は、すべて浮浪者となつて追求められた。(Aydelotte, op. cit., pp. 63f.)
- (12) Tawney, op. cit., pp. 101-2. 邦訳前掲書上巻一五六頁。Martin Luther, Address to the Christian Nobility of the German Nation Respecting the Reformation of the Christian Estate, 1520, Harvard Classics Vol. 36, pp. 329-330.
- (13) マックス・ウェバー「プロテスタント主義の倫理と資本主義の精神」(Max Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, 1904-1905). 岩波文庫上巻一六六頁。
- (14) 同上岩波文庫下巻一八三頁。
- (15) 田代、前掲書四五一四七頁。

- (16) Luther, op. cit., Harvard Classics Vol. 36, pp. 329-330.
- (17) Simon Fish, "A Supplication for the Beggars, 1528," G.R. Elton (ed.) *The Tudor Constitution*, 1960, p. 322. Luther, op. cit., Harvard Classics Vol. 36, p. 283. cf.
- (18) Elton (ed.) op. cit., p. 324. なお、フリンの「一文にひらいて」加藤一夫、テューター前期の「社会経済思想」二〇八一—二二頁は、これが 22 Henry Ⅴ c. 12 の制定に影響を与えたことについて。
- (19) Elton (ed.) op. cit., p. 318.
- (20) Proclamation of Henry Ⅴ against vagabonds. (Aydelotte, op. cit., p. 142, App. A2.)
- (21) I Edward VI. c. 3.
- (22) 34 Edward VI. c. 16.
- (23) ウェーバー、前掲書上巻九五—一三八頁、下巻七八—八四頁。
- (24) 斉藤、前掲書三二—四二頁。
- (25) 同上書九五—一二五頁。ルターは、教会が僧侶階級と世俗階級とをふたつのまったく異なつた身分としてゐることを非とし、この両者の間には職能上の差があるにすぎず、同じクリスチャンとして「悪を罰し、善を守り」権能が世俗権力にも与えられてゐると主張する。(Luther, op. cit., Harvard Classics Vol. 36, p. 278-283.)
- (26) 改革期以後のカトリック教会の運動の中ではイエズス会などにみられるように、祈りのみに精神を集中するのではなく、俗世間に交わり込んで民衆とともに生活をしながら布教する姿勢がとられるようになる。また、本稿で直接ふれることはないが、一七〇四年に法王クレマンズ十一世によつて設立されたサン・ミケルにおける不良少年の矯正施設は、労働と沈黙による改善を目的としている。曰く、「怠惰なる時は國家に有害なる少年も感化せらるる時は國家に有為の人とならん。」(マード、*「監獄事情」* (John Howard, *State of Prison*, 1777) 矯正協会版一二〇頁*)
- (27) Radburch, op. cit., pp. 128-9.
- (28) Aydelotte, op. cit., pp. 67,75.
- (29) Ibid.
- (30) 植村、前掲書一九六—二〇二頁。
- (31) 斉藤、前掲書一五五—一〇二頁。
- (32) モーア、前掲書三二頁。
- (33) 同上書三六頁。
- (34) 同上書三七—八頁。
- (35) 同上書四〇頁。

- (36) キートンの成立が一五二六年、キートンの大法官在任は一五二九—三二年である。
- (37) Leonard, op. cit., p. 57, note 1.
- (38) F. R. Salter, *Some Early Tracts on Poor Relief*, 1923, pp. 1-3. シェルボーン「医学的心理学史」(Gregory Zillboorg, *A History of Medical Psychology*, 1941)邦訳一二四—一二六頁。ウヰヤマスは近代の教育学、心理学の父として知られてゐる。キートンの交友に於いては、同上書一二八—九頁。
- (39) 植村、前掲書二五六頁。Slice, op. cit., p. 50, note 18.
- (40) シルボータ、前掲書一二八頁。
- (41) 植村、前掲書二五六頁、二六二頁註一。Slice, op. cit., p. 50, note 18.
- (42) 正しき、*De Subventione Pauperum, sive de Humanis Necessitatibus* (J. L. Vives, *Opera Omnia*, tom. I V), 五三三頁、第一部人間の貧乏の起源、第二部貧民の救済に於いての二部分から成立してゐる。このうち前文と第二部とをサルターはその編著(Salter, op. cit.)の中に抄訳紹介してゐる。
- (43) Salter, op. cit., pp. 8-9.
- (44) Ibid., pp. 10-12. 植村、前掲書二五七頁。ラテン語の原文は、(1) *alii vivunt in his quae vulgo hospitalia dicuntur*, (2) *alii ferunt, ut possunt, domi quisque suae, suas necessitates*; (*Qui domi pauperatem ferant*), (3) *alii publice mendicant*; (*……mendicis incertis domiciliis vagis, qui valent*), 五三三頁。(Vives, *Opera Omnia*, tom. I, p. 469.) 五三三頁 p. 470.)
- (45) Salter, op. cit., p. 12.
- (46) Ibid., p. 13.
- (47) Ibid.
- (48) Ibid., pp. 13-17.
- (49) Ibid., p. 30.
- (50) Ibid., pp. 32-76.
- (51) Ibid., p. 32.
- (52) Ibid., p. 54.
- (53) Ibid., p. 58.
- (54) Ibid., pp. 76-7. その条件の基本は、「この制度が貧者の救済の名にかくれて教会の財産と収益とを害すること(これは異端であり、ルテラン、ウイクリフ、ワデルンシヤンのするごとである)がないようにせねばならぬ」という点にあつた。ウヰヤップによるとこの計画は救貧制度の運営を教会から世俗権力の手に移したことを示し、ルテランとして批判されたことである。(Webb, *History*, pp. 39-40.)

- (95) 植村、前掲書二六―二七頁。Salter, op. cit., p. 36.
- (96) G. R. Elton, *An Early Tudor Poor Law, The Economic History Review, 2nd Series Vol. VI*, pp. 55-67. 植村、前掲書二六―二七頁。
- (97) Elton, op. cit., *The Ec. Hist. Review*, p. 57.
- (98) *Ibid.*
- (99) *Ibid.*
- (100) *Ibid.*, pp. 58-60.
- (101) *Ibid.*, p. 61.
- (102) *Ibid.*, p. 62.
- (103) 前出註(9)参照。
- (104) ウィヴェスは「貧民の救済について」の別の箇所で、「世界には人間より優れたものはなく、人間の中にその精神より優れたものはないのであるゆえ、精神の福祉のためには特に注意を払わねばならない。他人の精神を健全なものにもとすことや、これを健全な合理的な状態に保つことは最高の奉仕である」と述べている。(シムホーン、前掲書一三〇頁) このラテン語の原文は次の通りである。「Et quia de mente captis locus admonuit, cum nihil sit in mundo excellentius quam homo, nec in homine quam ipsa mens, precipua danda est opera uti hæc vakat, summunque hoc beneficium cesendum est, si aliorum mentes vel ad sanitatem reduxerimus vel conservaaverimus in sanitate atque constantia.」(Vives, op. cit., p. 474.)
- ジョーテニストの影響は「ボムステルダムの懲治場のごくとも見のがすこととはびききなく。(Sellin, op. cit., pp. 9-22, esp. pp. 11-15 cf.)
- (99) Elton, op. cit., *The Ec. Hist. Review*, p. 66.
- (99) Matland, op. cit., p. 20.
- (99) Holdsworth, op. cit., p. 395. Elton, op. cit., *The Ec. Hist. Review*, pp. 63-4. 1515-1536年法の欠陥を法律の内容を表現するための行政機構(これは一五三五年の草案には含まれてゐた)が設けられなかつたことを指してゐる。